

学 則

1 開講目的

高齢化の急速な進展に伴い、介護を必要とする高齢者も年々増加の一途をたどる昨今、施設・在宅の現場において、的確な介護技術を実践できる柔軟な対応力のある人材の育成が必要とされている。

介護職員初任者研修課程を実施するにあたり、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を習得させ、福祉向上に寄与することを目的とする。

2 研修事業の名称

介護職員初任者研修課程

3 実施形式 通学 ・ 通信

実施場所 弘前市大字大川字中桜川18番地10

4 研修期間

第1回目 平成28年9月3日～平成28年12月24日

5 研修カリキュラム

別添カリキュラム（添付3号様式）のとおり

6 講師の氏名

別添講師一覧（添付4号様式）のとおり

7 研修修了の認定方法

(1) 出欠の確認方法

出欠票への押印により確認する。

(2) 成績の評定方法

全科目修了時に、修了評価（筆記試験）により知識・技術等の習得度を評価する。

(3) 修了認定の方法

次の修了認定基準を満たした者を修了者とし、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

① 受講料を全額納付した者

② 所定のカリキュラムを全て履修した者

③ 介護技術の習得が評価され、かつ修了評価（筆記試験）の結果が6割以上である者

8 開講時期

第1回目 平成28年9月～12月

9 受講対象者

訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者、その他介護の知識・技術の習得を必要とする者

10 受講手続（募集要領等）

(1) 募集時期及び方法

① 募集時期

開講日の60日前

② 募集方法

ポスターチラシ等による公募

当法人のホームページへの掲載

(2) 受講申し込み及び受講者の決定方法

① 受講申し込み受付方法

受講申し込み者は、別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、申し込み期限までに申し込みをする者とする。

② 受講者の決定方法

受講申込書を確認・審査の上、定員の範囲内で受講者を決定し、その結果を受講申し込み者に通知する。また、受講決定通知書を発行する。

(3) 受講料返還

受講料が納入された後、受講開始前日までに申込者本人より受講取り消しの申し出があった場合には、受講料の50%を返還する。但し、振込手数料については返還金より差引きするものとする。

受講開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

11 受講料

受講料は原則として次のとおりとする。

内 訳	金 額(税込)	納入方法	納入期限
受講料	87,500 円	一括納入	受講開始 前日まで
テキスト代	7,000 円		

12 本人確認の方法

申し込み時又は初回の講義時に、運転免許証若しくは健康保険証或いはパスポート等、受講者の本人確認ができるものの提示を求めるものとする。

13 その他

(1) 研修の一部免除

① 研修科目の一部免除

訪問介護に関する3級課程を修了した者は、別表2に定めるところにより当該科目に係る研修科目の受講を、免除することができるものとする。

② 研修事業者間における履修科目の認定

受講者がやむを得ない事情により、研修科目の一部を受講しなかった場合において、修了期限（8ヶ月）内に同一又は他の事業所が行う研修に係る当該研修科

目に相当する研修科目を受講したときは、その全部又は一部を受講したものとする。なお、やむを得ない事情とは社会通念上次の事由が該当すると考えられる。

イ 病気、けが等（診断書等証明できる書類の提出が必要となる。）

ロ 天災地変（風水害等）

ハ 交通機関等のストライキ

ニ その他真にやむを得ない事由

(2) 補講の取扱い

① 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより、当該科目を修了した者とみなす。

② 補講にかかる受講料等としては、1時間（切り上げ）あたり600円とする。ただし、同一事業所が行う研修に係る当該研修科目に相当する科目を受講する場合は、受講に係る費用は徴収しないものとする。

(3) 修了評価再試験について

① 修了評価（筆記試験）の結果が全体の6割に達しない場合は、再試験を受けることができる。その場合には、再試験料として1回1,000円を徴収するものとする。なお、再試験受験の際に日時を定め再試験対策講習を受けることもできる。その場合には、再試験対策講習料として別途を1,000円徴収する。

第	号
<h1>修了証明書</h1>	
氏名	
平成 年 月 日 生	
<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号） 第3条第1項第2号に掲げる研修の課程を修了 したことを証明する。</p>	
平成 年 月 日	
社会福祉法人 弘前豊徳会 理事長 下山保則	

第	号
修了証明書(携帯用)	
氏名	
平成 年 月 日 生	
<small>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項 第2号に掲げる研修の課程を修了したことを証明する。</small>	
平成 年 月 日	
社会福祉法人 弘前豊徳会 理事長 下山保則	

別表2 介護職員初任者研修課程免除科目及び時間

1 訪問介護に関する3級課程を修了した者が受講する場合

免除できる科目	免除時間
職務の理解	6時間のうち4時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9時間のうち3時間
介護の基本	6時間のうち2時間
介護におけるコミュニケーション技術	6時間のうち4時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間のうち10時間